

令和元年度つくばコレクション認証要項

(目的)

第1条 この要項は、つくば市を代表する優れた物産品に対して「つくばコレクション」の称号を与え、本市の特産品として販路拡大の支援を行うとともに、本市のイメージアップに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「物産品」とは、全ての飲食物（生鮮食品を除く）をいう。

2 この要項において「製造者等」とは、物産品の製造、加工（調整及び選別を含む）又は販売を業とする者をいう。

(認証の申請)

第3条 「つくばコレクション」の認証を受けようとする製造者等（以下「申請者」という。）は、つくばコレクション認証新規申請書（様式第1号）に別表第1に掲げる提出書類を添付し、同表に定める申請期間内に市長に提出するものとする。

2 「つくばコレクション」の認証を決定した者（以下、「認証決定者」という。）のうち、平成28年度の認証決定者で、「つくばコレクション」の認証の更新を希望する者（以下「更新申請者」という。）は、つくばコレクション認証更新申請書（様式第2号）に別表1に掲げる提出書類を添付し、同表に定める申請期間内に市長に提出するものとする。

3 「つくばコレクション」の認証を受けようとする物産品（以下「申請品」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 販売店舗がつくば市内にあること。
- (2) 他人の知的財産権を侵害していないこと。

4 申請者及び更新申請者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 食品衛生法、食品表示法及び酒税法等の法令基準を満たしていること。
- (3) 製造物責任法（PL法）上の責任を対象とする保険に加入していること。
- (4) つくばコレクション評価懇話会に出席できること。

(認証の基準)

第4条 「つくばコレクション」の認証の基準は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 優れたオリジナリティを有すること。
- (2) 優れたパッケージを有すること。
- (3) 優れた品質及びそれに見合う価格を有すること。

(4) 信頼性及び安全性を有すること。

(つくばコレクション評価懇話会)

第5条 市長は、「つくばコレクション」の認証に関し必要な検討を行うため、有識者5名以内及び公募市民50名以内の参集を求め、つくばコレクション評価懇話会(以下、「懇話会」という。)を開催する。

2 懇話会は、申請品の評価について懇談及び意見交換をする。

3 懇話会に座長を置く。座長は、市長が指名する。

4 懇話会の庶務は、経済部産業振興課において処理する。

第6条 前条第1項の規定に基づく公募市民は、次の各号に掲げる応募資格を満たす者の中から、抽選により選出した者とする。

(1) 満15歳以上で、つくば市在住・在学・在勤者であること。

(2) 申請者及び過去の申請者でないこと。

(3) つくば市議会議員及びつくば市職員でないこと。

(4) 懇話会に出席できること。

(認証の決定及び認証決定者の責務)

第7条 市長は、第3条の規定による申請を受けたときは、懇話会の意見を参考に、その内容を審査し、「つくばコレクション」の認証をすべきものと認めたときはつくばコレクション認証決定通知書(様式第3号)により、認証をすることが不適當であると認めたときは、認証しない理由を付して、つくばコレクション不認証決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項のつくばコレクション認証決定通知書による通知には、次の各号の条件を付すものとする。

(1) この要項の規定を遵守すること。

(2) 「つくばコレクション」のイメージ向上に努めること。

(3) 市長が「つくばコレクション」の認証を決定した物産品(以下、「認証品」という。)の販売において重大な事故等が発生したときは、その内容を速やかに市長に報告するとともに、その責任の一切を負うこと。

(4) 認証品への苦情等が発生したときは、誠意を持って対応し、その結果を市長に報告すること。

(認証書の交付)

第8条 市長は、認証決定者につくばコレクション認証書(様式第5号)を交付するものとする。

(認証期限)

第9条 認証の有効期限は、令和5年(2023年)3月31日とする。

(認証の変更)

第 10 条 認証決定者は、認証品が次の各号のいずれかに該当するときは、変更内容をつくばコレクション認証品変更申請書（様式第 6 号）に記入し、速やかに市長に届け出るものとする。

- (1) 認証品の名称、金額、代表者名、住所等を変更したとき
- (2) 認証品の規格、形状、容器包装等を著しく変更したとき

2 市長は、前号の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、「つくばコレクション」の認証を継続させるべきものと認めたときは、つくばコレクション認証品変更承認書（様式第 7 号）により当該認証決定者に通知するものとする。

(認証マークの表示)

第 11 条 認証決定者は、認証品の容器または包装に、認証品であることを示すつくばコレクション認証マークを表示することができる。

- 2 前項の認証マークの表示に要する費用は、認証決定者の負担とする。
- 3 認証マークの表示のうち、認証シールは、別表第 2 に定める額とする。ただし、認証の決定時の 3,000 枚は無料提供とする。

(認証の取消し)

第 12 条 市長は、認証決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、「つくばコレクション」の認証を取消することができる。

- (1) 認証取下げの申出があったとき。
- (2) 認証品が第 4 条の認証の基準に掲げる要件を欠くことになったとき。
- (3) 市税を滞納しているとき。
- (4) 偽りその他不正な行為により認証を受けようとしたとき。
- (5) 社会的に重大な責めを負う事件または事故を起こしたとき。
- (6) 事業の休止若しくは廃止またはこれと同様の状態に至ったとき。
- (7) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 市長は、取消しの事実及びその理由を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表する。その際に認証決定者及びその取引関係先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(その他)

第 13 条 市長は、認証申請書等で提出された書類に記述された事項を、申請者の許可なく PR 及び事務の遂行に使用することができる。

(補則)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この要項は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

種別	申請期間	提出書類
つくばコレクション 認証申請（新規） 及び つくばコレクション 認証申請（更新）	令和2年1月16日から 令和2年1月30日まで	(1) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書または納税状況確認同意書 (2) 食品衛生法、酒税法等の法令に基づく営業許可等の写し

別表第2（第11条第3項関係）

種別	金額
認証シール	1,000枚につき500円